

平成 28 年 3 月 28 日

排出事業者様
収集運搬業者様

いわて県北クリーン株式会社
代表取締役 松本 榮市

廃棄物中の金属混入禁止のお知らせ

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件についてお知らせします。可燃物として受託した廃棄物中に金属が混入されていたことにより、複数の設備・機器が損傷する事故が過去に幾度も発生しております。事故の度に予定外の整備・復旧工事が発生し、その都度お客様への搬入調整をお願いしております。

金属の混入は施設の維持管理ならびに事業運営において大きな損害であり、その累積は甚大なものとなっております。当施設では本件を早急に改善すべき喫緊の課題として、今後以下のとおり検品等について厳重な対応を行いますことをお知らせします。

適正処理推進のため、今一度排出事業者様及び収集運搬業者様の徹底した管理体制において、金属の混入防止の徹底をお願いするものです。何卒ご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。
敬具

金属混入を発見した場合の対応

- ・発見した金属だけでなく、搬入した廃棄物の全量（1車両分）を持ち帰っていただきます。
- ・再度の受入は、適切な分別をしていただいた後に搬入予約を頂き、マニフェストとの整合確認の上、受け入れを行います。

<金属混入の一例>

- ①耐圧ホース ②パイプ ③配管 ④鉄板 ⑤丸鋼 ⑥H鋼 ⑦Lアングル ⑧継手
⑨クランプ ⑩針金 ⑪ボルトナット ⑫バルブ ⑬ホイール ⑭モーター ⑮機械装置

※少量であったり、小さい物でも事故の原因となり得ますので、分別よろしく願いいたします。

※当施設では金属くずの許可もございしますが、「金属と他の物性と一体化した物」という限定において、焼却処理ならびに破碎の認可もいただいているものです。通常の可燃物と前処理工程が別になりますので、金属を搬入する際は、営業担当に都度ご相談ください。

以上